

昭和村 議会だより



No. 185

令和 8 年 5 月 20 日 発行



4月25日 少年教室「英国文化を体験しよう」より
(ブリティッシュヒルズ・天栄村)

Contents

- 令和 8 年度当初予算成立 …… 2
- 議案審議の内容 …… 3～4
- 村政を問う …… 5～11
- お知らせ …… 12

発行／昭和村議会

編集／議会だより編集委員会

〒968-0103

福島県大沼郡昭和村大字下中津川字中島652

☎0241-57-2198 FAX0241-57-3044

令和8年度昭和村一般会計予算 24億7500万円で成立

令和8年度昭和村当初予算額一覧（会計別）

会 計 の 名 前		本年度の額	前年度の額	比 較 増 減
一 般 会 計		24億7500万円	26億3700万円	△1億6200万円
国民健康保険特別会計	事 業 勘 定	2億1041万円	2億4474万円	△3433万円
	施 設 勘 定	1億3014万円	1億1925万円	1089万円
介護保険特別会計		3億3064万円	3億3334万円	△270万円
後期高齢者医療特別会計		2780万円	2709万円	71万円
公 営 企 業 会 計		収入 額	支 出 額	
簡 易 水 道 事 業 会 計		1億2559万円	1億2559万円	
下 水 道 事 業 会 計		2億4510万円	2億5940万円	

予算の詳細は、「広報しょうわ4月号」に掲載されていますので、いっしょにご覧ください。

一般会計予算の 主な質疑

問 防災ハザードマップの完成はいつ頃か。

答 令和8年度末に完成を予定し、最新の情報に更新した防災ハザードマップを全家庭に配る。

問 農林水産物集出荷貯蔵施設改修工事の内容は。

答 ユニットクーラーの新設、雪室のオーバースライダーの改修を行う。

問 関係人口創出事業の内容は。

答 地域と多様に関わる「関係人口」をどう呼び込むかという委託事業である。

問 ガバメントクラウド使用料の内容は。

答 国で進めている行政の標準化システムで、令和7年度にシステム

の標準化システムで、令和7年度にシステム

の標準化を行った。このシステムの使用に伴う料金が発生する。

問 農林振興費の労務作業委託の内容は。

答 ナラ枯れの伐採に係る費用である。

問 空き家住宅改修援助金は誰に対して。

答 村内の空き家を購入した方で、その際に住宅改修等を行った場合は援助金の対象となる。

問 鳥獣被害対策費に野生動物の餌となる可能性のある木の伐採が含まれているか。

答 誘引木の撤去等に係る費用も含まれる。

予算討論の要旨

賛成討論

新年度は、第6次昭和村振興計画後期計画のスタート年度で、村長から令和8年度の予算編成の基本方針と、施策の概要

や政策執行に当たっての基本的な考え方を伺い、主要な事業内容について質疑を行った。

本村は、少子高齢化が進展し、人口減少による担い手不足が深刻化しており、地域を維持していくことがままならない状況にある。

こうした中、本村のように地方交付税などに依存している小規模自治体にとっては、引き続き厳しい財政運営となり、こうした状況下においてもこれから役場庁舎建設や教育関連施設の建設計画が控えており、さらに経費の圧縮に努め、資金を積み立てる必要がある。

経常収支比率も高い状況にあり、これを改善していくのは容易なことではないが、小規模自治体の特性を生かした本村独自の展開や、これまで村が取り組んできた事業の効果を糧として積極的に

挑戦することで、直面している様々な課題の解決が図れると考えており、第6次昭和村振興計画に掲げた6つの基本目標の達成のため、積極的に取り組む姿勢が感じられる。限られた予算、限られた職員で、行政と村民が情報を共有し、信頼し、一体となり取り組むことが重要で、こうした積極的な予算編成も大事であるが、1年後の決算認定は、さらに総合的評価を問われる重要な局面と考える。

条例改正等

3月議会定例会で可決された、議案の主な内容をお知らせします。議決結果はP4をご覧ください。

昭和村手話言語条例

手話に関する施策の推進に関する法律が制定され、手話を言語と位置づけ、人々が相互に人格と個性を尊重し合い、共生する社会の実現を目指し、手話に関する理解と関心を深めるため制定する。

職員一人一人が重要な職責を担っていることを再認識し、限られた職員の中で、縦割りではなく、各課横断的に気配り、目配り、心配りを図り、事務ミスなど発生しないよう、管理業務の遂行により最終的に実施計画の施策の成果や効果として評価されるので、こうした対応に心がけ、事業に精励していただくことをお

人事院勧告に基づき、議会議員、村長、副村長、教育長の期末手当を0・05月分引き上げるため、所要の改正を行う。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員及び再任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給率を改正するため、所要の改正を行う。

昭和村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、利用開始時の乳幼児に対する健康診断実施義務の緩和と地域限定保育士も通常の保育士同様、家庭的保育者になれるよう所要の改正を行う。

昭和村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、虐待防止に関する条文を整備するため所要の改正を行う。

昭和村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、虐待防止に関する条文を整備し、また、地域限定保育士も通常の保育士同様、放課後児童支援員になれるよう所要の改正を行う。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

過去の災害弔慰金の支給に関する法律の一部改正する法律に準じて、支給対象となる遺族の範囲に同居か生計を同じくし

ていた兄弟姉妹を加え、災害関連死等の認定に必要な審査委員会を置くため、所要の改正を行う。

昭和村過疎地域持続的発展計画について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により、引き続き本村が過疎地域として国の支援措置を受けるために必要となる5箇年計画を策定する。

昭和村公の施設の指定管理者の指定について

①昭和村老人休養ホームの指定管理者に株式会社奥会津昭和村振興公社を指定。

②昭和村田舎暮らし体験住宅の指定管理者に特定非営利活動法人苧麻倶楽部を指定。

議案の審議

議案の議決結果

3月定例会で審議した議案とその議決結果です。(審議した順に掲載。)

議 案 名	議決 結果	菅家 篤男	羽染 豪	小林 政一	渡部 節雄	馬場 政之	栗城 敏郎	馬場 栄三	栗城 徳雄
専決処分の承認を求めることについて (令和7年度昭和村一般会計補正予算(第7号))	承認	○	○	○	○	○	○	○	議長
昭和村手話言語条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する 条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
昭和村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
昭和村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
昭和村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する 条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
昭和村過疎地域持続的発展計画について	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
昭和村公の施設の指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
昭和村公の施設の指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
令和8年度昭和村一般会計予算	可決	○	○	○	×	○	○	○	議長
令和8年度昭和村国民健康保険特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
令和8年度昭和村介護保険特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
令和8年度昭和村後期高齢者医療特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
令和8年度昭和村簡易水道事業会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
令和8年度昭和村下水道事業会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
令和7年度昭和村一般会計補正予算(第8号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
令和7年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算 (第4号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
令和7年度昭和村介護保険特別会計補正予算(第3号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
令和7年度昭和村簡易水道事業会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
令和7年度昭和村下水道事業会計補正予算(第3号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
人権擁護委員候補者の推薦について	同意	○	○	○	○	○	○	○	議長
有限会社グリーンファームの経営状況報告について	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第6次昭和村振興計画後期計画の報告について	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※「○」は賛成、「×」は反対、「欠」は欠席、議長は議決に加わらないため議長採決以外は「議長」と表記。

村政を問う

令和8年3月定例会 一般質問

馬場 栄三 議員



Q 多面的機能事業、 事務について伺 う

問 各集落の活動状況、行政はどのような認識なのか伺う。

村長 村内では、喰丸地区を除いた9組織が、集落で農業の有する多面的機能の維持、発揮を図るため、普請作業や農道用排水路の維持管理など、地域の共同活動に取り組んでいた。

地域資源である農地、水路、農道などの質的向上を図る活動を支援する重要な制度であると認識している。

問 行政内で、なぜ事務ができないのか理由を伺う。

村長 地方公共団体の役割は、認定、指導する立場であり、活動組織の事業計画を認定し、実施状況の確認、指導、助言を行うことに限ら

れている。役場職員が業務として主体的に事務を行うことが、不適切であると県の指導を受けた。

問 事務業務は、各集落単位ではなく、村内一括して委託者を選定すべきでは。

村長 議員からのご提案がある、広域化について、広域化を実施している地域の事例を参考に、慎重に検討する必要があると考えている。

問 事務業務者の公募を行っている。

産業建設課長 各地区の方々にも改めてご意見を伺い、検討していきたい。

Q ふるさと納税に ついて伺う

問 過去5年間のふるさと納税額と必要経費

を引いた税収額について伺う。

総務課長 件数、金額

は、令和2年度が112件、157万円、令和3年度が93件、168万3千円、令和4年度が117件、201万円、令和5年度が105件、240万5千円、令和6年度が295件、532万7千円である。

次に、必要経費を差し引いた額については、令和2年度が107万3千円、令和3年度が114万4千円、令和4年度が115万円、令和5年度が150万5千円、令和6年度が288万2千円である。

問 過去5年間の実質税収額の使途と効果について伺う。

村長 施策の向上を図り、幅広く事業を展開している。

村の貴重な財源として、活用させていただ

いている。

問 具体的な事業内容について説明願う。

総務課長 村の一般財源に充当させていただいている。

問 納税者から特定の事業へと希望の場合は。

総務課長 特定の事業に使っていただきたいということであれば、一般寄附として、そのご意思を反映する。

問 外部委託をしている契約内容について伺う。

村長 現在、ポータルサイトを運営する4社と委託契約を締結している。地域の商社と中間支援業務に係る委託契約も締結している。

返礼品を契機として、本村への来村に結びつく体験メニューなども検討を行っている。

ふるさと納税は、貴重な財源として有効な

活用が図られるとともに、返礼品の提供を行う地元事業者等にとっても、収入の増加が見込まれるなど、地域経済の活性化にも寄与する有益な制度であると捉えている。

問 令和6年度の委託料について伺う。

総務課長 令和6年度の実績額については、244万5千円となっている。

問 委託料を含めて納税額の30から50%以内で経営される認識でよいのか。

総務課長 寄附金額の50%以下と定められている。

問 委託費は、50%の範囲内ですべきでは。

総務課長 5割以下で令和6年度まで推移している。

村政を問う

令和8年3月定例会 一般質問

菅家 篤男 議員



Q 令和8年度の予算編成の基本方針を問う

問 経常収支比率は75%程度が妥当なところ、6年度決算では98%です。この経常収支比率は、新たな政策に対応する力があるかどうかを示すもので、財政が硬直化しつつある状態です。この改善には、新年度予算でどう取り組まれるのか。

総務課長 短期間での経常収支比率の改善は、極めて困難であると捉えている。デジタル技術を活用するなど、経常的な経費の圧縮に努める。

問 少子化対策について、力を注がれる事業は何か伺う。

村長 若者の定住や出会いの場の創出、子育て環境の整備等、様々な施策を複合的に実施する。

問 人口の自然増について、次年度からどのように推移していくと考えるか伺う。

村長 出生数は、年間1名から3名の範囲で推移するものと予想をしている。

問 昭和村の出生数は、令和6年が3人、令和7年が3人と報道された。少子化の進行が、早いペースで進んでいる。出生数が4人とか5人となっていくような施策、対応の強化が必要と考える。

村長 本村で子供を産み育てたいと思っても、数が増加を目標に頑張っていく。

問 老人福祉の向上について、力を入れて取り組む事業を伺う。

村長 住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境整備を重点的に計画した。

Q 昭和村拠点施設整備全般について

問 6年9月の定例会で、役場庁舎の建設資金計画は、村民に説明して賛同を得ることが必要ではないかとの質問に、住民説明会では、概要と工程と概算事業費も説明すると答弁をされた。概算事業費も含めたような説明会は、いつ開催するのか伺う。

村長 全体説明会の開催については、今後に開かれる検討委員会において、ご意見を伺いながら、開催の必要性を含め検討していく。

問 役場庁舎建設は、国や県の補助はないに等しいぐらいだ。役場庁舎建設基金を設けて、後年度負担のないように十分基金を蓄えることが村民の思いであります。村長に伺う。

総務課長 村では、平成26年に、後年度にお

ける大規模な事業の財源として、地域活性化基金を設置している。役場庁舎や教育関連施設を整備することになった場合は、この基金を財源の一部として有効に活用する。

問 地域活性化基金は、現在、どのぐらい蓄えがあるのか。

総務課長 令和7年度末の基金残高は、約7億円である。

Q 役場庁舎施設整備について

問 地域づくり懇談会の配布資料の中で、建設候補地の骨子案として、役場庁舎は小中津川字石仏地内に整備とされている。この柳沢川の流れは、大雨などの場合は増水し、危険であることは間違いがない。水害の危険性があると会津若松建設事務所が調査結果が来ている。防災の拠点として適さない場所と考える。もっと慎重に検討

すべきと考える。村長の考えを伺う。

村長 庁内検討会議において、当初の役場庁舎整備エリアの素案とは別な範囲で再度検討を行っているところであり、新たな素案を示しする予定である。

問 地域づくり懇談会で配布された資料の中で、多くの疑問点がある。

1、現在の役場庁舎の解体計画、解体後の土地を有効に利用する計画を示すべきである。

2、現在の役場庁舎の解体費用は、どのぐらいの予算が必要なのか。

3、保・小・中と給食センターを役場庁舎に一体化して、建てる計画を考えてもよいのではないか。村長に伺う。

村長 既存の役場庁舎の解体や土地の活用方法などについては、役場庁舎部会でご意見を伺っていく。

村政を問う

令和8年3月定例会 一般質問

渡部 節雄 議員



Q 不納固定資産税 の根本的解決策 について

問 どういう形が根本的解決と言えるのか、
どういうふうに考えて
おられるのか。

村長 不納欠損をなく

すための根本的解決策
ですが、これについて
は、令和7年の第3回
定例議会の一般質問に
も答弁しているが、土
地や建物については、
解散した法人の名義で
あるために、売買や譲
渡等により法人の名義
が変更されなければ、
固定資産税を毎年賦課
し、新たな未納が発生
することになる。

このことから、村と
しては、地方税法にの

つとり、不納欠損処理
を行いたい考えている。

問 令和2年の時点で
債権者としての意識が
希薄だったのではない
か。しかも、その債権
というのは税金であ
る。先ほども言いまし
た、村民の財産であ
る。これを、その立場
を忘れて、そのまま放
っておいたわけで、令
和6年になって初め
て、会社が倒産してい
ないことが議会で判明
したのである。

それで、この令和2
年から令和6年の間、
4年間、私、何度も、
その代表清算人に清算
義務を果たすよう交渉
したらどうかという質
問をした。そうする
と、答弁は、私は命令

できない立場にあると
の答弁で、これ、誰も
命令しろと言っていない。
交渉である。
この1年間、いわゆ
る令和7年、相手との
交渉はしたのか。

総務課長 この解散し
た法人の関係について
は、預貯金調査などは
実施しているが、代表
清算人を呼び出してい
る確認はしていない。

問 村長は、かつて全
員協議会場で、この
件は私の代である程
度、目鼻をつけるとい
う発言をしたことがあ
る。あの発言の真意は
どこにあったのでしょ
うか。

問 今の現状は、松山
と喰丸においては集落
支援員の方が活躍され
ている。しかし、その
ほか行政区で言えば8
ですか、全部で10と考
えて、その8に対して
はどうなんだろうかと
。だから、今、活動
されているところ、集
落支援員が不在なとこ
ろ、両方、実態を説明
願えないか。

Q 集落支援員制度 の今後は

村長 当該法人にいて
は、担税能力がないこ
とが判明しているので、
これについては不納欠
損で処理をするしか
ないという結論に至っ
ているところである。

村長 本村の集落支援
員制度は、令和6年度
から開始して、会計年
度任用職員として2名
の方を雇用している。
各支援員については、
おのおのが創意工夫を
凝らしながら、主に地
元集落の活性化に対す
る活動に取り組んでい
る。

なお、当初は、他の
集落への支援も期待し
ていたところですが、
残念ながら直接的な成
果を上げるまでには至
っていない状況である。
また、松山集落に学
ぶ集落が幾つかあり、
新年度は、集落戦略を
策定したいというよう
な動きで、現在、進ん
でいる。これは集落支
援員の尽力が極めて大
きいと評価している。

村政を問う

令和8年3月定例会
一般質問

羽染 豪 議員



Q 第6次昭和村振 興計画・後期計 画について

問 農業の担い手確保と新たな鳥獣被害対策について、どのような取り組みを検討しているのか。

村長 農業の担い手確保に関する計画は、昭和かすみ草栽培に対する従来の支援を継続し、夏秋期生産量日本一の産地としての地位を維持するため、農林水産物集出荷貯蔵施設の計画的な修繕と、施設機能の向上を図る。また、水稻農家の新たな担い手の確保として、水稻栽培に特化した、地域おこし協力隊の活用や、有機栽培に取り組む、環境保全型農業への可能性を生み出し、環境負荷の少な

い良質な米をつくる営農体系の構築に努めていきたい。

さらに、離農される方の農地や、資材の引継ぎを前提としたスライド型就農など、畑作、水田作を問わず、担い手確保の施策を展開していく。

このほか、県やJAなどの関連機関等と連携を図り、新規就農者をはじめ、栽培農家の支援等を行い、文字通り1000年産地を目指す。

次に、鳥獣被害対策については、農作物被害の軽減を継続的に行うため、引き続き、地域ぐるみでの取組を推進していきたい。

さらに、令和8年度予算には、国から示された熊被害対策パッケージを活用して、新たに誘引木の伐採や緊急銃猟体制を構築するほ

か、捕獲報償費の見直しを行うとともに、引き続き、わな免許、銃猟免許取得費用補助を継続し、鳥獣被害防止対策実施隊の活動支援強化を図っていく。

問 公共施設の老朽化に対する更新・統合について、どのように考えているのか。

村長 公共施設等総合管理計画や各課、委員会で定めた個別管理計画に基づき、維持管理や解体に取り組むこととしている。

現在、役場庁舎や教育関連施設の大規模な整備計画案の検討を開始したので、今後の厳しい財政状況等も勘案し、第6次昭和村振興計画後期計画には、多額の予算が必要となる施設解体の具体的な内容は明記していないが、

各施設の老朽化度合いや安全面での影響が考えられる施設は、優先順位を付して解体に取り組みたいと考えている。

問 デジタル化の新たな取り組みを検討しているのか。また、防災力の強化に向けた取り組みを検討しているのか。

村長 新たなデジタル化への取組に関しては、今後も情報収集を行いながら、実装等の検討に努めるが、最優先として取り組む施策は、デジタル格差を解消するとともに、公共インフラWi-Fiのさらなる利活用を進めながら、村民や村に関わる方々が、デジタル技術による暮らしの豊かさをより実感できる村づくりが重要であると考

えている。

次に、防災力の強化に向けた取組は、本年度に導入した消防防災用ドローンの効果的な運用や、非常時の情報伝達手段の要となる防災無線の更新、また、防災アプリや消防団員用チャットツールの充実に取り組んでいきたい。

また、非常時に備えた先進的な訓練の実施や災害用備蓄品の計画的な更新、洪水発生時の被害を抑制する自動排水ポンプや災害時の拠点施設となる役場庁舎の整備についても検討を進めていきたい。これらの取組や検討を一つ一つ着実に進め、限られた人員であっても、誰一人取り残すことなく救助や避難が行える体制の構築を目指していきたい。

村政を問う

令和8年3月定例会 一般質問

小林 政一 議員



Q 昭和村100年 記念について

問 村政施行100年記念として、総理大臣に昭和村への来村を働きかけてはどうだろうか。

村長 本村は、令和9年11月に村政施行100周年の節目を迎える。このため、令和8年度早々に役場庁舎に組織を設置し、検討や準備を進めるので、議員からご提案いただいた内容も検討していきたい。

問 昭和100年を記念したアートの作品の展示などの考えはあるか。

村長 令和8年度早々に役場庁内に組織を設置し、検討や準備を進

める。議員からご提案いただいた内容も前向きに検討していきたい。

問 歴史のある景観は、地域の財産であり、村内にある江戸末期からの古い家並みの風景を残すことは、未来への投資になると思う。昭和生まれの方のふるさととしてPRするような考えはあるか。

村長 村内に残されている古い家並みの風景は、まさに昭和レトロと感じるノスタルジックな風景である。

村政100周年において、これまでの村民の営みや村の風景等を紹介する企画なども、今後検討したい。

Q 自給的村づくり について

問 数年前までは、村内に豆腐屋があったが今はない。食の安全と自給、食文化の継承として、豆腐屋を村営でやる気はあるか。

村長 昨年、商工会が会員に対して行ったアンケート調査で、村内の多くの事業所で、高齢化、後継者及び担い手不足により、事業継続を諦めなければなら

ない状況にあるという結果を受け、事業継承問題は村民生活に影響する重要な課題であると認識している。

村では課題解消に向け、第6次昭和村振興計画後期計画において、起業・継業・新規事業支援に関する目標を掲

げ、住民が気軽にチャレンジできる場であるチャレンジショップはいやれ屋を継続し、起業や継業の支援を行っていききたい。

議員、ご提案の豆腐屋の継承については、村営での実施は難しいが、食文化に興味のある方などが、チャレンジショップよいやれ屋を活用して、ぜひ販売していただきたいと考えている。

問 令和の時代になって、昭和村の食文化が変化していると感じている。自営である宿泊業の関係から、かつて私たちが食べていた粗食、肉や魚をあまり求めない食文化を私自身、再認識させられることがあった。

村の食文化に関して 所感を伺う。

教育長 かつての粗食は現代から見れば、栄養不足の懸念があったが、現在の食文化は、栄養の過剰や偏りが逆に課題となっている。

現代は、豊かな食料に恵まれ、多様な選択肢がある一方で、健康を主体的に管理、選択し、伝統的な健康食としての和食や粗食の価値を再認識する必要があると言われている。

令和9年は、村政100年の年で、これまで先人が歩んできた歴史の一部である素朴な日常食についても、継承していくことは意義のあることだと思いうので、これを契機に、有効な方法を教育委員会としても考えていきたい。

村政を問う

令和8年3月定例会 一般質問

馬場 政之 議員



Q 村民の健康づくりを求めて質問いたします。

図 健康づくりの具体

策は、日常生活において軽い運動を取り入れることだと思っている。単に歩くこともよい運動になるし、雨の日は、屋内でできる手足を動かすことが大切なことだと思っている。

村民の健康づくりを求めて村長は、どのようなお考えか質問する。

村長

毎月すみれ荘で実施するちよいフィット運動に関する記事を毎月広報しようわに掲載し、日常生活の中で無理なく自宅で気軽にできる体操を紹介している。令和8年度も引き続き、高齢者向け、若者向けの体操をそれ

ぞれ実施し、各世代に最適なプログラムを提供しながら継続的な健康づくりを支援していきたい。

図 雪も消えて、年を取った方も外を歩かれるようになった。やはり、冬期間歩かないために、足が痛い、そういう方が佐倉集落では何人かいる。確かに、私は歩くことこそ健康管理と、そのようなことで歩いているが、本当にうちから出る可能性のある人は少ないという村の事情もある。日曜日に村民宅を訪問する機会があるが、こたつに当たったままという方もおられる。そういう中で、冬期間も健康運動の啓発に感謝申し上げたい。

これから、いろいろ

るな対策を立案していただきたい。

村長のお考えを質問する。

村長

第6次昭和村振興計画後期計画の中でも掲げているが、村民の命と健康、健康づくりは大変重要なことで、誰もが元気で過ごせるように、支援していきたいと考えている。

Q 成年後見制度の充実について

図 認知症の高齢者やひとり暮らしの高齢者の増加に伴い、成年後見制度において、後見人が高齢者の介護サービスの利用契約等を中心に業務を行うことが多くなるものと予想さ

れる。これからは、弁護士などの専門職後見人がその役割を担うだけでなく、市民後見人を中心とした支援体制が必要であると思う。村長のお考えを質問する。

保健福祉課長

認知症高齢者の増加に伴い、高齢者の介護サービス利用契約など、成年後見制度の役割は重要になっている。

このため、本人の家族、弁護士や司法書士などの専門職以外の方で成年後見制度に係る業務を行うことができる市民後見人の役割は増してきている。

なお、市民後見人として、成年後見業務を行うには、制度上の知識と社会規範、倫理性を身につける必要がある。

るため、厚生労働省が定めた基本カリキュラムに沿った養成講座を全課程修了する必要がある、本村を含む、会津圏域11市町村の委託を受ける中核機関の会津権利擁護・成年後見センターにおいて、養成講座を受講することができる。

令和6年度から開始された養成講座には、本村からの受講者はいなかったが、会津圏域で16名が受講し、そのうち市民後見人候補者の登録を希望する10名が、名簿登録される見込みとなっている。

今後も成年後見制度の周知を図りつつ、市民後見人の養成に向けた啓発にも取り組んでいきたい。

村政を問う

令和8年3月定例会 一般質問

栗城 敏郎 議員



Q 地域貢献表彰について

問 令和6年第4回定例会において、除雪従事者（除雪尽力者）に対する感謝状の贈呈について質疑を行っている。村長は、県においても道路除雪表彰が実施されており、長年の除雪業務者への苦勞と社会貢献に敬意を表し、本村においても表彰条例や規則に沿った基準に従い昭和村表彰審査委員会へ推薦したいと答弁があったが、その後、除雪関係で表彰された対象者、団体などあるのか伺いたい。

村長 令和6年第4回定例会において、「昭和村表彰審査委員会に

推薦したいと考えている。」と答弁した。

しかし、その後の検討が進まず、表彰者の推薦には至っていないため、除雪業務従事者への表彰は実施しておらず、大変申し訳なかった。

問 村長は、表彰条例や規則に沿った基準に従い表彰するとしているが、除雪表彰者はどの項目に、基準に該当するのか伺いたい。

村長 当該基準などの検討が進んでいないため、お答えすることが困難である。

除雪業務従事者への表彰は、審査基準などの検討を進め、早急に対応していきたい。

Q 行政運営について

問 昨年12月、地域づくり懇談会において、村から昭和村拠点施設に関する資料が配付され、検討委員会を設置し検討を進めていることや、整備検討施設の現状と、今後の整備スケジュール、また、それぞれの建設候補地工の骨子案も公表しているが、地域感情も加わり、大きな議論にならないかと懸念していた。

村長 村民に対する情報発信は、村政への信頼や関心を深め、住民サービスの向上を図る

ため、必要不可欠な施策の一つであると考えている。

このことから、村民や村に関係する方々に対し、昭和村拠点施設整備検討委員会や各部会で検討する際のたたき台となる、現時点での拠点施設整備の素案として資料をお示しした。

問 本来なら、どこに建てるかが先行するのではなく、どのようなものをつくるかに重きを置き発信するべきであり、村民参加型で議論をするべきと考えるが、見解を示せ。

村長 地域づくり懇談会の資料は、素案としての配付で、それが決定したわけではない。

その後、各検討部会等においても、様々な意見が出ており、庁内検討委員会で、この場所は、再度検討する。

なお、情報公開をしつかり行い、この検討委員会を立ち上げる前の、なぜこの役場庁舎が、学校施設が建て替えるのか、新築になるのかは、広報しようわでも周知しており、それから検討委員会的一般公募枠の募集においてもコバシリで周知して行っている。まずは情報公開をしつかり行っていきたいと思っている。

請願書・陳情書・要望書の提出方法

《請願書・陳情書・要望書の書式例》

令和 年 月 日	
〇〇〇に関する請願書（陳情書・要望書）	
紹介議員	署名又は記名 押印
昭和村議会議長 〇〇〇〇 様	
請願者	
住 所	
団体又は法人名	
氏名	押印
（団体又は法人の場合は代表）	
件名 〇〇〇〇について	
要旨	
理由	

- ・請願書・陳情書等の様式は特に定めはありませんが、書式例を参考に提出してください。
- ・請願書には紹介議員の署名が必要です。陳情、要望には必要ありません。
- ・実施してほしい内容を、具体的に簡潔にまとめてください。
- ・請願書等は、議会事務局へ直接または郵送により提出してください。

請願・陳情等の取り扱い

- ・議会運営委員会の開催前日までに受理したものを当該定例会において審議します。
- ・必要があれば請願・陳情者立会いのもと現地調査を実施します。その結果、願意が妥当であると認め、本会議で採択された場合、村や教育委員会などの関係機関に対して働きかけや、国や県などの関係行政庁に対する意見書の提出などを行います。
- ・陳情書や要望書などは、法的な保障はありませんが、本村議会では、村民からのものは請願と同様の取り扱いとすることとしています。

● 令和8年第2回定例会のお知らせ ●

6月12日(金)から16日(火)までの日程で予定されています。

一般質問は15日(月)の予定です。

お誘いあわせのうえ、ぜひ傍聴においでください。

編集後記

今年の冬は雪も少なく、若葉の鮮やかな季節となりました。村民の皆様におかれましては、日々お忙しくお過ごしのことと存じます。

「議会だより」第185号をお届けいたします。今期の3月定例会は、新年度の予算を決定する重要な議会であり、7名の議員が予算審議や一般質問を通じて村政を質しました。ぜひ、その内容をご覧ください。幸いです。

今年は、昨年以上の猛暑になるとの予報も出ております。これから農繁期を迎え、さらに多忙な時期となりますが、村民の皆様のご健勝を心よりご祈念申し上げます。（栗城徳雄）

編集委員

委員長 渡部 節雄
副委員長 馬場 栄三
委員 小林 政一
栗城 徳雄